

道路運送車両の保安基準第58条の3第1項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び
同条第4項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示

〔令和8年2月16日〕
〔国土交通省告示第279号〕

(国土交通大臣が定める自動車)

第1条 道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第58条の3第1項に規定する国土交通大臣が定める自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条第1項第1号に規定する指定自動車等以外の自動車であつて、当該自動車の自動車製作者等その他保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたときに改善措置を適確に講ずることができる能力を有すると認められる者によりアメリカ合衆国から輸入されたもの（専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）その他これに類するものに限る。）とする。

(認定の告示)

第2条 国土交通大臣は、保安基準第58条の3第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示する。

(認定の取消しの告示)

第3条 国土交通大臣は、保安基準第58条の3第3項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を告示する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。